

## 国民年金事務費交付金等の概要について

### P1 はじめに

#### 国民年金事務費交付金等の概要



令和7年 4月

1

この資料は、国民年金事務費交付金等の事務を新任される者を主な対象とした、交付金事務の基本的な部分の説明資料としている。

### P2 目次

#### 目 次

1.	国民年金事務費交付金等の対象となる事務	3
2.	年度における国民年金事務費交付金等スケジュール	8
3.	概算交付と精算交付の考え方	10
4.	交付決定額の決め方	11
5.	交付決定の考え方	12
6-1.	算定額の算定方法 ①人件費	13
6-2.	算定額の算定方法 ②物件費	15
6-3.	算定額の算定方法 ③特別障害給付金 ④協力・連携事務	17
7.	四国厚生支局年金管理課からのお願い	19

2

説明は、国民年金事務費交付金等の概要について、「国民年金事務費交付金等の対象となる事務」、「年度における国民年金事務費交付金等スケジュール」、「概算交付と精算交付の考え方」、「交付決定額の決め方」、「交付決定の考え方」、「算定額の算定方法」の、6つのテーマに分けて、説明を行う。

## P 3 1. 国民年金事務費交付金等の対象となる事務

### 1. 国民年金等事務費交付金等の対象となる事務

#### 「概要」

国民年金等事務費交付金の対象となる事務は、以下の2つです。

(ア)法定受託に係る事務(法定受託事務)

法律により国に費用負担が定められているもの

(イ)協力・連携に係る事務(協力・連携事務)

国民年金事務費交付金等交付要綱により国に費用負担が定められているもの

3

一つ目のテーマとして、国民年金事務費交付金等の対象となる事務は、大きく分けると、法律により、国に費用負担が定められている、(ア)法定受託事務と、国民年金事務費交付金等交付要綱という通知により国に費用負担が定められている(イ)協力・連携事務の2つがある。

次のページから、それぞれの事務の内容について、説明する。

## P 4 (ア) 法定受託事務について

(ア)法定受託事務について	
【対象市町村】	
法律により、市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要となる経費については、国が負担することが定められていることから、全ての市町村が交付対象。 (国民年金法第86条) (特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条)	
【事務の種類】	【事務の内容】
①基礎年金の事務  (参考1)	国民年金法・国民年金法施行令に定められている事務。 ・国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等の届出の受理 ・免除、学生納付特例、納付猶予申請の受理 ・各種裁定請求書(老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、旧法等)の受理 等
②福祉年金の事務  (参考1)	老齢福祉年金支給規則に定められている事務。 ・受給者の氏名変更、住所変更届出の受理 等
③特別障害給付金の事務  (参考2)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則に定められている事務。 ・認定請求書の受理 等 ・受給者の氏名変更、住所変更 等

※法定受託事務の主な事務の内容の詳細については、6ページを参照。

4

法定受託事務は、法律と政令によって、市町村が行う事務であり、国民年金法第86条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条により、国がその費用を負担することが定められている。

このことから、全ての市町村が交付対象となる。

さらに、法定受託事務の中にも、表のとおり、①「基礎年金」、②「福祉年金」、③「特別障害給付金」に関する事務、の3つがある。

市町村国民年金担当職員が日常行っている業務のほとんどは、①の基礎年金の事務であり、法定受託事務のメインの業務となっている。

- ・国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等の届出の受理
- ・申請免除や学生納付特例、納付猶予申請の受理
- ・基礎年金等の各種裁定請求書（老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、旧法等）の受理等が主なもの。

## P 5 福祉年金と特別障害給付金の制度概要

### <福祉年金と特別障害給付金の制度概要>

#### (参考1) 福祉年金(老齢福祉年金)

国民年金が発足した昭和36年(1961年)当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない人々を救済するために設けられた制度。

明治44年4月1日以前に生まれた者(国民年金制度発足当時に50歳以上の者)は、保険料の納付如何に関わらず、70歳から支給されている。

明治44年4月2日から1916年(大正5年)4月1日までに生まれた者(制度発足当時に45歳から50歳までの者)は、保険料納付状況により70歳から支給されている。

#### (参考2) 特別障害給付金

平成3年3月以前の20歳以上の学生や、昭和61年3月以前の第3号被保険者制度ができる前の専業主婦などで、事故等で障害を負ったものの、国民年金に任意加入していなかつたために障害基礎年金の受給権を有していないという者を対象に支給。

5

### 4ページ②の「福祉年金」について

福祉年金は、昭和36年国民年金制度の発足当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方々に対し、支給されている。

対象者が限られており、現在は皆年金(基礎年金)へ強制加入することになることから、受給者については年々減少している。

### 4ページ③の「特別障害給付金」について

平成3年3月以前の20歳以上の学生や、昭和61年3月以前に配偶者の任意加入期間中において、国民年金に加入せずに障害者となり、障害基礎年金の受給権を有していない者を対象に支給されている。

特別障害給付金は、平成17年4月1日から導入された給付制度であり、国民年金への加入が任意であったため加入していなかつた人が、重い障害となった場合でも、その障害による障害基礎年金は受けられないため、これらの者を対象に支給することを目的とした給付制度である。

現在は、20歳以上の学生は、基礎年金の強制加入であり、第2号被保険者に扶養されている配偶者については、第3号被保険者となることから、その受給者数は年々減少している。

## P 6 法定受託事務の主な内容

法定受託事務の主な内容	
事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法附則5、改正法附則（平6）11①⑤・（平16）23、国令1の2】
3. 保険料の全額、3／4、1／2、1／4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請（届出）を受理し、申請（届出）に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法88の2・90・90の2・90の3・改正法附則（平26）14、国令1の2】
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法87の2、国令1の2】
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法16、国令1の2】
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書等を受理し、届出に係る事実を審査すること	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う「事実を審査する」とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。  
※ 国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構に委任されているため、厚生労働大臣への報告は日本年金機構に報告することになる。

6

法定受託事務は、国民年金法施行令第1条の2に、「市町村が処理する事務」として規定されている。

法定受託事務の内容について、主な事務の事業の内容と、根拠条文等を一覧にしている。

注意事項として、市町村が行う「事実を審査する」とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

また、国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているため、厚生労働大臣への報告の箇所は、日本年金機構に報告することなる。

## P 7 (イ) 協力・連携事務について

### (イ)協力・連携事務について

#### 【対象市町村】

法律や政令の定めによるもののほか、交付要綱により、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る協力・連携を行う場合に交付することが定められているため、協力・連携を行った市町村が交付対象。

#### 【事務の内容】

国民年金被保険者への年金制度の周知や、国民年金保険料の納付督促など、当年度における協力・連携事務を実施した市町村が交付金を措置される。

- ・口座振替の促進、申出書の受理
- ・市報等広報誌への年金制度記事の掲載
- ・日本年金機構への各種情報提供(電話番号の情報提供など)
- ・生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供
- ・障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内 など

※ 協力・連携事務の詳細については、「国民年金事務に係る市町村との協力・連携計画書」を参照。

7

協力・連携事務は法定受託事務とは異なり、国民年金事務に係る協力・連携を行った市町村が対象となる。現在は、全ての市町村に協力をいただいている。

具体的な事務内容は、主なものとして、表の事務内容のところに記載している。

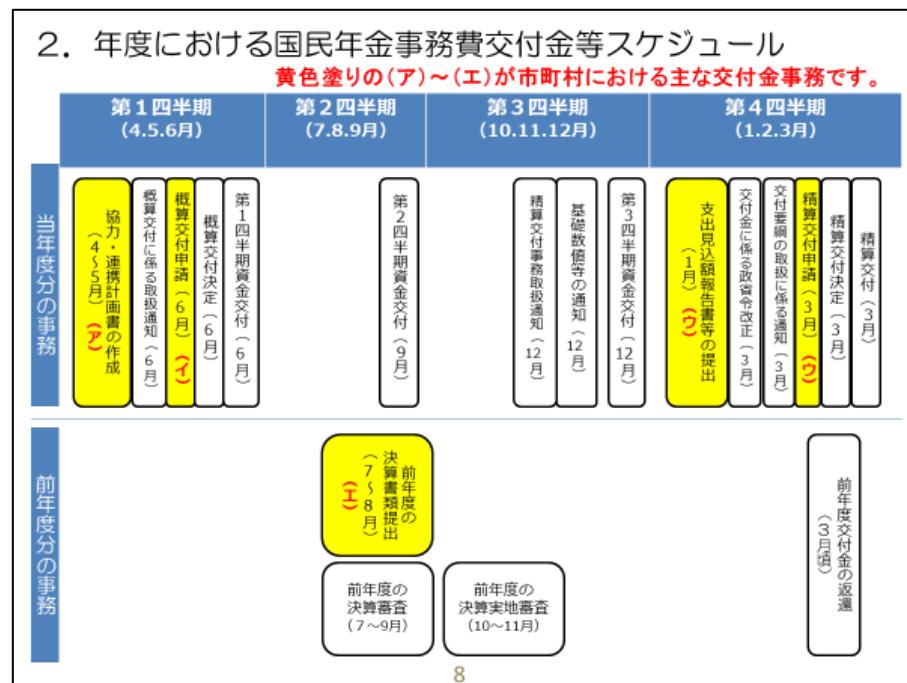
- ・口座振替の促進、申出書の受理
- ・市報等広報誌への年金制度記事の掲載
- ・日本年金機構への各種情報提供(電話番号の情報提供など)
- ・生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供
- ・障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内 など

協力・連携の内容は、通常、年度当初に事務連絡で通知を行い、毎年度、協力・連携の中身が少しずつ変わっている。

協力・連携事務は、国民年金事務を実施している「日本年金機構と協力・連携しながら年金事業の運営改善を図っていく」という趣旨であり、協力・連携事務の実施の際には、計画の段階から、所管の年金事務所とは綿密な協議が必要となる。

そのうえで、毎年5月に「協力・連携計画書」を提出していただくことになる。

P 8～P 9 2. 年度における国民年金事務費交付金等スケジュール



**(ア)協力・連携計画書の作成**

年度当初に、当年度の協力・連携事務の内容と単価(見込)が示され、市町村において「国民年金事務に係る市町村の協力・連携計画書(以下、「計画書」)」を作成する。年度途中に新たな協力・連携事務が追加される場合がある。

**(イ)概算交付申請**

第1四半期に、前年度の交付実績等に基づいた額(概算額)の交付申請を行い、第1、第2、第3四半期に分けて資金交付する。

**(ウ)精算交付申請**

第4四半期に、年間交付額が決定され、そこから概算交付額を差し引いた額の交付申請を行うもの。年間の交付額を決定するための資料として、事前に「国民年金事務費交付金等支出見込額報告書」「特別事情分算定基礎表」「協力・連携算定基礎表」を提出する。

**(エ)決算書類の提出**

前年度の国民年金等事務費の執行状況及び決算額の審査を受けるため、当年度の第2四半期に決算書類を提出する。

9

二つ目のテーマとして、国民年金事務費交付金等のスケジュールを説明する。  
スケジュール表の黄色塗りに係る事務が市町村における国民年金事務費交付金等の主要な事務となる。

(ア)の「協力・連携計画書の作成」に始まり、(イ)の「概算交付申請」、(ウ)の「支出見込額報告書等の提出」、「精算交付申請」、翌年度に(エ)の「決算書類の提出」となる。

それぞれの事務について、補足すると、

(ア)の「協力・連携計画書の作成」は、当年度に行う協力・連携事務の内容と業務量の計画を所定の計画書に沿って提出するものであり、毎年4月から5月にかけて作業してもらうものである。

(イ)の概算交付申請は、第1四半期、6月上旬～中旬にかけて、前年度の交付実績等に基づいた概算交付申請を行ってもらうものである。この申請に基づき第1、第2、第3四半期に分けて交付金が概算で交付される。

(ウ)の支出見込額報告書は、第3四半期後半から第4四半期にかけて行っていただく業務となる。

その後、精算交付申請を行ってもらい、年間交付額からすでに、概算交付された額を差し引いた金額が精算交付される。

(エ)の決算書の提出は、前年度交付金のまとめとして行う、決算関係事務となる。

四国厚生支局ではこの決算書類の提出を受けて、前年度の国民年金等事務費の執行状況や、決算額の審査を行っている。

また、書面審査後、10月～11月にかけて、各県、3市町村程度を対象に決算実地審査を行い、証拠書類等を確認させていただく。

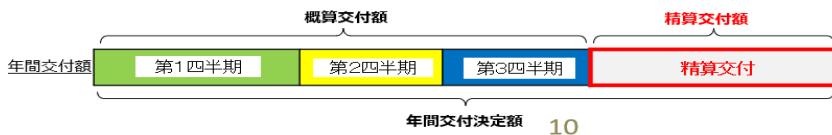
## P 10 3. 概算交付と精算交付の考え方

### 3. 概算交付と精算交付の考え方

**概算交付** … 前年度の実績額、当年度の計画額の一定割合を「概算額」として3回に分けて交付



**精算交付** … 提出された申請書に基づき年間交付額を決定し、概算交付額を差し引いた残額を交付



三つ目のテーマとして、概算交付と精算交付の考え方について説明する。

概算交付とは、前年度の交付額などの一定割合を「概算額」として、あらかじめ、3回に分けて交付するものである。

人件費については前年度人件費交付額（実績額）の7割を、物件費については前年度の特別事情分を除く物件費交付額（実績額）の3割を概算交付する。

なお、人件費は法定受託事務のうち、「基礎年金事務」と「福祉年金事務」の人件費を合わせたものであり、物件費も同じく「基礎年金事務」と「福祉年金事務」の物件費を合わせたものとしている。

また、協力・連携事務にかかる費用については、提出のあった協力・連携計画書の計画額の4割（令和6年度の率）を概算交付する。

なお、概算交付率については、毎年度決められるため、多少変更される場合がある。

下段の方にある精算交付は、年度末に決定される年間交付額から、すでに支払われている「概算交付額」を差し引いた残額を交付する。

表にあるように、第1、第2、第3四半期に支払われた概算交付額と、年間交付決定額を比べ、その差額が精算交付される。

## 4. 交付決定額の決め方

### 「概要」

法定受託事務に係る事務費交付金は、法令に基づき被保険者数・受給権者数・保険料免除者数等から算出された額(以下「算定額」という。)と当該事務を行う上で現に要した額(以下「現要額」という。)を比較していざれか低い方の額が交付決定額となる。(下記①～③)

※ 福祉年金事務及び特別障害給付金事務の算定額は受給権者数によって算定額を決定する。

協力・連携事務に係る事務費交付金は、「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により算出された額を算定額とし、現要額と比較していざれか低い方の額が交付決定額となる(下記④)。

下記①～④の交付決定額の合計が年間の交付決定額となる。

算定額と現要額の比較は、基礎と福祉を合わせた人件費、基礎と福祉を合わせた物件費、特別障害給付金事務(人件費+物件費)、協力・連携事務(人件費+物件費)で比較する。

#### ① 「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の人件費に係る交付決定額

「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」により算出された算定額と、現要額を比較していざれか低い方の額。

#### ② 「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の物件費に係る交付決定額

「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」により算出された算定額と、現要額を比較していざれか低い方の額。

※災害を受け基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合、もしくは、法改正や市町村合併等により多額の費用を要した場合には特別事情分として別途交付金が措置される場合もある。

#### ③ 「特別障害給付金事務」に係る交付決定額(※根算交付は行われず、精算交付時に全額交付される。)

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」により算出された算定額と、現要額を比較していざれか低い方の額。

#### ④ 「協力・連携事務」に係る交付決定額

協力・連携算定基礎表により算出された算定額と、現要額を比較していざれか低い方の額。

四つ目のテーマとして、交付決定額の決め方の概要について説明する。

交付金の対象となる事務は、①～③の法定受託事務と、④の協力・連携に係る事務の2つがあり、順に説明する。

まず、①～③の法定受託事務については、単価に被保険者数などを乗じて算定された「算定額」と、実際に事務を行う上で現に要した額である「現要額」とを比較し、いざれか低い方の額が、交付決定額となる。

④の協力・連携事務に係る交付決定額については、「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により算定された額が「算定額」になり、この「算定額」と支出見込額報告書の「現要額」を比較して、いざれか低い方の額が交付決定額となる。

交付額の決定に当たり、8ページのスケジュールの(ウ)支出見込額報告書に係る事務を行ってもらっている。

現要額は、市町村から提出される支出見込額報告書で、協力・連携に係る算定額は、市町村から提出される「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により決定される。

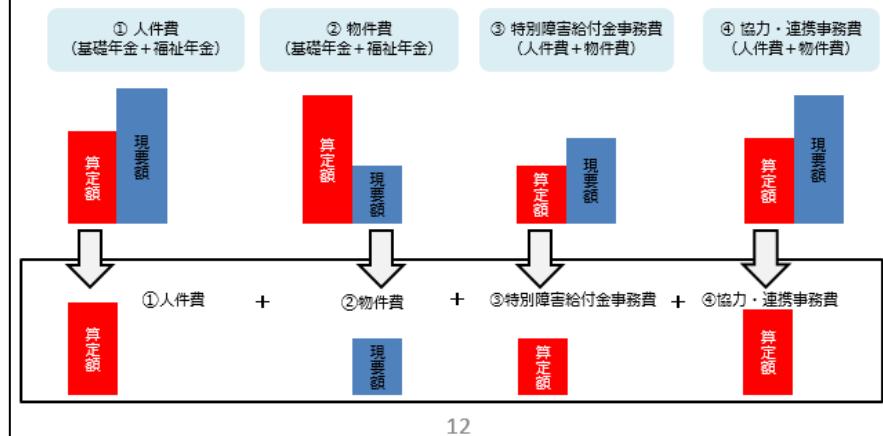
## P12 5. 交付決定の考え方(算定額と現要額の比較)

### 5. 交付決定の考え方（算定額と現要額の比較）

チャート版

以下①～④それぞれの項目において、「算定額」と「現に要した額（現要額）」とを比較し、低い方の金額で交付決定される。

#### (例) この場合の交付決定額



12

五つ目のテーマとして、交付決定の考え方について、さきほどの概要を図示したもの用いて説明する。

算定額と現要額との比較は、法定受託事務で3つ、協力・連携事務で1つ、計4つの比較を行う。

法定受託事務における現要額との比較は、基礎年金事務、福祉年金事務、特別障害給付金事務の事務による区分ではなく、

- ① 基礎年金と福祉年金を合わせた人件費、
- ② 基礎年金と福祉年金を合わせた物件費、
- ③ 特別障害給付金事務

の3つで行う。

①は「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の人件費に係る、交付決定額となる。

法令で定められた算定額と現要額の低い方で決定となるため、資料で示した例であれば、①の入件費の場合には、算定額が交付決定額となる。

②は「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の物件費に係る交付決定額となる。

法令で定められた算定額と現要額の低い方で決定となるため、この場合は、現要額が、交付決定額となる。

③は「特別障害給付金事務」に係る交付決定額。

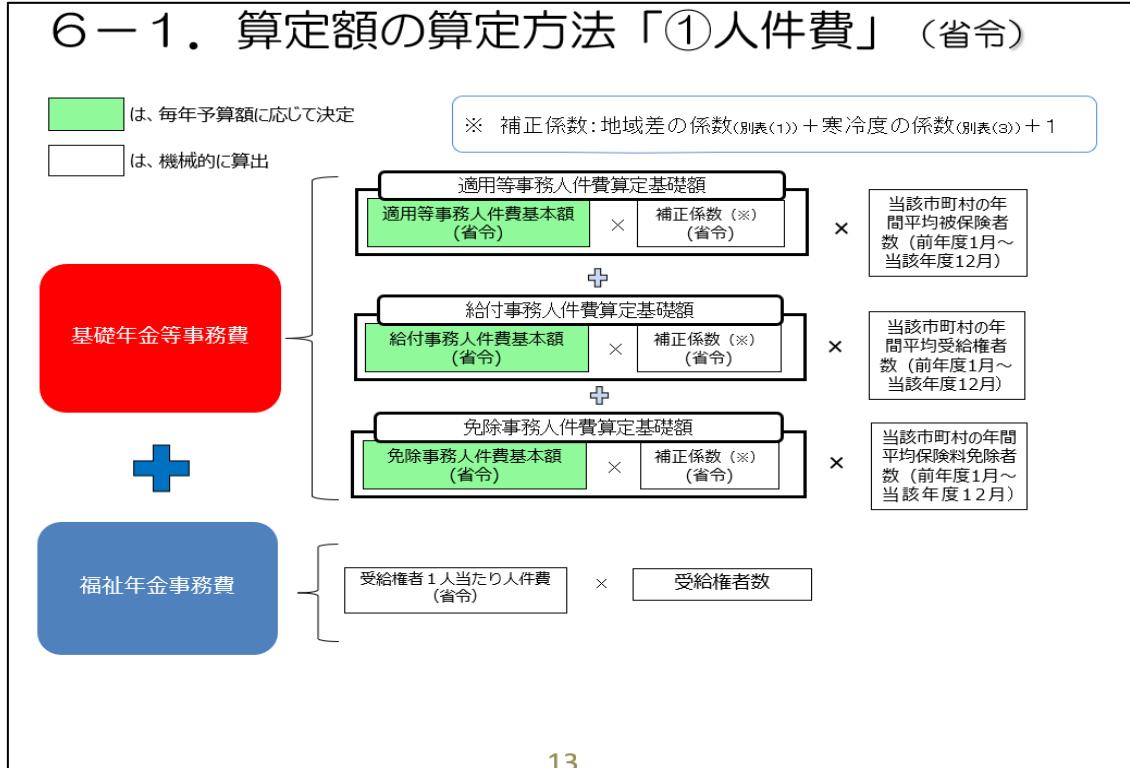
法令により定められた算定額と、現要額を比較し、いずれか低い方の額となるため、算定額が交付決定額となる。

④は「協力・連携事務」に係る、交付決定額。

協力・連携算定基礎表による算定額と、現に要した費用・現要額を比較し、いずれか低い方の金額となるため、図の例であれば、算定額が交付決定額となる。

これらの考え方により算出された、①から④の合計が全体の交付決定額となる。

なお、この、①から④までの比較で決定された年間交付額から、資料の10ページで説明した概算交付額を差し引いた金額が、年度末に精算交付されることになる。



六つのテーマの「算定額の算定方法」について、簡単に説明する。  
 資料、13ページは、人件費の算定額の算定方法を示したものである。

基礎年金等事務費の人件費の算定額は、適用、給付、免除のそれぞれの算定基礎額（省令で定める基本額に補正係数（地域差の係数+寒冷度の係数+1）を乗じたもの）に、各市町村の第1号被保険者数・受給権者数・免除者数を乗じて算出することとしている。

福祉年金事務費の人件費の算定額は、老齢福祉年金の受給権者一人当たりの  
 人件費（補正後）と各市町村の受給権者数を乗じたものになる。

この「基礎年金等事務費の人件費の算定額」と「福祉年金事務費の人件費の算定額」の2つを足したものが、人件費における算定額となる。

## P 14 「人件費」(具体例)

### 「人件費」(具体例)

(具体例：人件費のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算例)

以下の計算結果の①、②及び③の合計額が基礎年金等事務費の算定額となる。

- ・ 第1号被保険者数 : 10,000人
- ・ 受給権者数 : 8,000人
- ・ 免除者数 : 5,000人
- ・ 地域差 : 7級地(別表(1)から係数は0.096)
- ・ 寒冷度 : なし

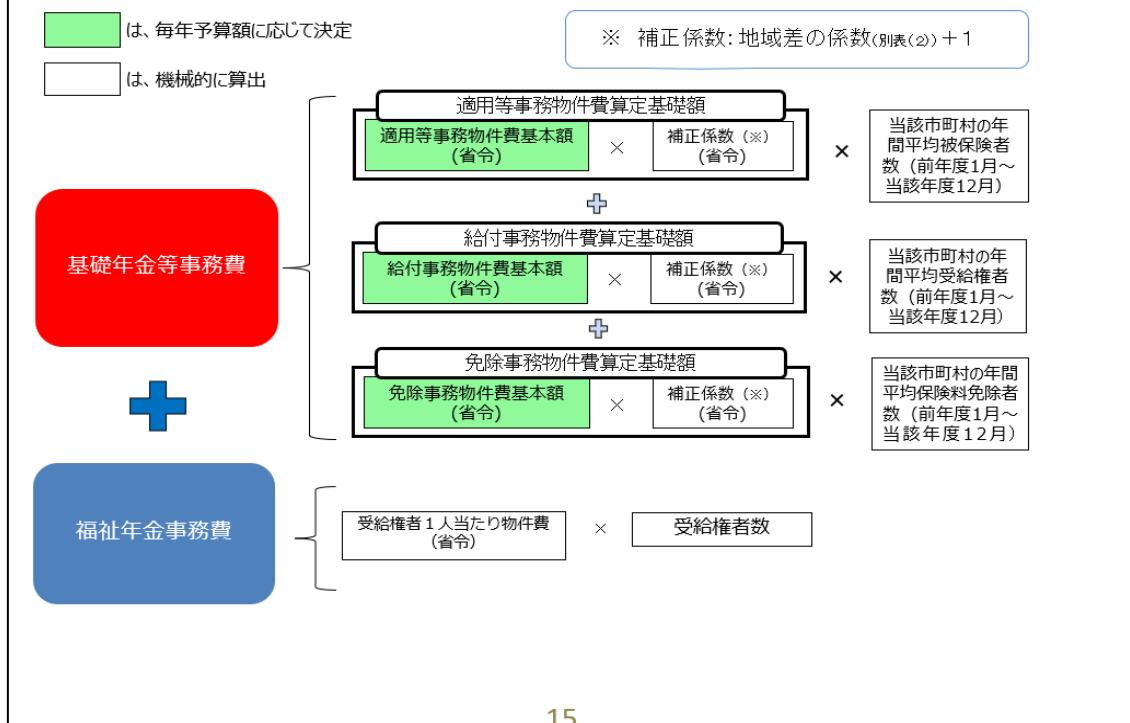
※ 適用事務単価、給付事務単価及び免除事務単価は、令和6年度の単価。  
(毎年度、年度末に省令改正が行われ、当該年度の算定額が決定される。)

$$\begin{aligned} \text{①} & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{適用事務単価} \\ 706,237円 \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left[ \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.096 \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ 0 \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} 1 \\ \boxed{\phantom{0}} \end{array} \right] \left. \right\} = \boxed{774,035円} \text{ (小数点以下第4位切り捨)} \times \boxed{10,000人} = \boxed{7,740,350円} \cdots \text{①} \\ \text{②} & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{給付事務単価} \\ 527,754円 \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left[ \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.096 \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ 0 \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} 1 \\ \boxed{\phantom{0}} \end{array} \right] \left. \right\} = \boxed{578,418円} \text{ (小数点以下第4位切り捨)} \times \boxed{8,000人} = \boxed{4,627,344円} \cdots \text{②} \\ \text{③} & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{免除事務単価} \\ 1445.168円 \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left[ \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.096 \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ 0 \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} \right. + \left[ \begin{array}{l} 1 \\ \boxed{\phantom{0}} \end{array} \right] \left. \right\} = \boxed{1583.904} \text{ (小数点以下第4位切り捨)} \times \boxed{5,000人} = \boxed{7,919,520円} \cdots \text{③} \end{aligned}$$

(円未満切捨)

14ページは、13ページで示した人件費の算定額のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算方法について、具体例にてお示ししているので、参考とされたい。

## 6-2. 算定額の算定方法「②物件費」（省令）



15

資料15ページは、物件費の算定額の算定方法を示したものである。

基礎年金等事務費の物件費の算定額は、適用、給付、免除のそれぞれの算定基礎額（省令で定める基本額に補正係数（地域差の係数+1）を乗じたもの）に、各市町村の第1号被保険者数・受給権者数・免除者数を乗じて算出することとしている。

福祉年金事務費の物件費の算定額は、老齢福祉年金の受給権者一人当たりの物件費（補正後）と各市町村の受給権者数を乗じたものになる。

この「基礎年金等事務費の物件費の算定額」と「福祉年金事務費の物件費の算定額」の2つを足したものが、物件費における算定額となる。

## P 16 「物件費」(具体例)

### 「物件費」(具体例)

(具体例：物件費のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算例)

以下の計算結果の①、②及び③の合計額が基礎年金等事務費の算定額となる。

- ・ 第1号被保険者数 : 10,000人
- ・ 受給権者数 : 8,000人
- ・ 免除者数 : 5,000人
- ・ 地域差 : I の地域 5種地 (別表(2)から係数は 0.007)
- ・ 寒冷度 : なし

※ 適用事務単価、給付事務単価及び免除事務単価は、令和6年度の単価。  
(毎年度、年度末に省令改正が行われ、当該年度の算定額が決定される。)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用事務単価} \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left( \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.007 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} \right) = \left\{ \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 304,520円 \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ 10,000人 \end{array} \right\} = \boxed{3,045,200円} \cdots ① \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{給付事務単価} \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left( \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.007 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} \right) = \left\{ \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 227,665円 \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{受給権者数} \\ 8,000人 \end{array} \right\} = \boxed{1,821,320円} \cdots ② \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{免除事務単価} \\ \text{省令} \end{array} \right. \times \left( \begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.007 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} \right) = \left\{ \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 624,678円 \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{免除者数} \\ 5,000人 \end{array} \right\} = \boxed{3,123,390円} \cdots ③ \end{math>$$

16ページは、15ページで示した物件費の算定額のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算方法について、具体例にてお示ししているので、参考とされたい。

## 6-3. 算定額の算定方法

### 「③特別障害給付金事務」（政令）

特定障害者1人  
当たりの交付単価 × 受給権者数  
政令で決定

### 「④協力・連携事務」（交付要綱）

協力・連携事務費については、年金相談件数や各種情報提供件数などの実績に基づいて算出された金額が算定額となる。（年明けに提出いただく「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により算定）

協力件数が多ければ、その分算定額も高く算出される。

＜令和6年度 協力・連携算定基礎表における単価の例＞

- ・資格取得時における保険料の納付勧励・・・1件 220円
- ・年金制度の周知等に関する相談・・・1件 590円
- ・未納者対策のための所得情報等の提供・・・1件 30円
- ・電話番号の情報提供・・・1件 190円
- ・生活保護受給者（法定免除該当者）にかかる情報提供・・・1件 115円
- ・障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内・・・1件 1760円

③の特別障害給付金事務は、人件費、物件費の区分ではなく、特定障害者1人当たりの単価が政令で定められ、その単価（補正後）に、受給権者数を乗じたものが算定額となる。

④の、協力・連携事務の算定額は、年明けに提出してもらう「協力・連携算定基礎表」により、協力・連携の実績を計上し、そこから集計された金額が算定額となる。

協力した件数等によって金額が変わるために、協力すればするほど、その分、算定額は、高く算出されることになる。

P 18 別表関係

別表 ~単価に乘じる補正係数~		※ 令和6年度精算交付時点の数値	
省令第1条関係 別表(1)	省令第1条関係 別表(2)	省令第1条関係 別表(3)	交付要綱項番5・7関係
<b>地域差(1) (地域手当の支給区分Ⅱ)</b>	<b>地域差(2) (地方交付税制度における種地)</b>	<b>寒冷度 (寒冷地手当の支給地域区分)</b>	<b>地域手当 (地域手当の支給区分Ⅰ)</b>
1級地 0.108	I の地域 1 種地 0.000	1級地 0.026	1級地 0.20
2級地 0.105	I の地域 2 種地 0.000	2級地 0.023	2級地 0.16
3級地 0.105	I の地域 3 種地 0.000	3級地 0.022	3級地 0.15
4級地 0.103	I の地域 4 種地 0.000	4級地 0.018	4級地 0.12
5級地 0.101	I の地域 5 種地 0.007	なし 0	5級地 0.10
6級地 0.098	I の地域 6 種地 0.010		6級地 0.06
7級地 0.096	I の地域 7 種地 0.018		7級地 0.03
なし 0.094	I の地域 8 種地 0.022		なし 0
※ 基礎年金等(人件費)	I の地域 9 種地 0.022		※ 福祉年金(人件費)・特別障害給付金
※ 左欄:普通交付税に関する省令別表第3の4の規定による市町村の地域区分	I の地域10 種地 0.022		※ 左欄:国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条の規定による寒冷地手当の支給地域区分
※ 右欄:国民年金の事務費交付金の算定に関する省令別表(1)に規定する係数	II の地域 1 種地 0.000		※ 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項の規定による地域手当(人事院規則9-49別表第1)の支給地域区分及び同条第2項に規定する支給割合
	II の地域 2 種地 0.000		
	II の地域 3 種地 0.000		
	II の地域 4 種地 0.000		
	II の地域 5 種地 0.007		
	II の地域 6 種地 0.009		
	II の地域 7 種地 0.011		
	II の地域 8 種地 0.011		
	II の地域 9 種地 0.014		
	II の地域10 種地 0.014		
※ 基礎年金等(物件費)			※ 福祉年金(人件費)・特別障害給付金
※ 左欄:普通交付税に関する省令第11条第1項の規定による市町村の地域区分			※ 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項の規定による地域手当(人事院規則9-49別表第1)の支給地域区分及び同条第2項に規定する支給割合
※ 右欄:国民年金の事務費交付金の算定に関する省令別表(2)に規定する係数			

別表関係として、算定額を計算する際の地域差の係数、寒冷度の係数を載せているので、必要に応じて参考とされたい。

## 7. 四国厚生支局 年金管理課からのお願い

### ①. 国民年金関係書類受付処理簿について

国民年金市町村事務処理基準において、国民年金関係書類受付処理簿（受付処理簿）を備えることが明記されています。受付処理簿を作成されていない市町村があれば、必ず作成するようしてください。

また、協力・連携算定基礎表の作成のために、市町村窓口において資格取得届を受理した際に保険料の納付督促を行った件数等を把握してください。

### ②. 市町村との協力・連携計画書及び算定基礎表の作成について

ア. 「市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談」について  
当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談、被保険者名簿の交付の件数）を記入して頂くことになりますが、件数の根拠となる資料の作成をお願いします。（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることあります。）

イ. 「広報記事の広報誌への掲載」欄に計上する場合の、広報記事の按分方法について  
計上する際の按分については、目視ではなく面積比等により正確に按分してください。  
また、広告収入を適切に控除してください。

19

### ① 国民年金関係書類受付処理簿について

国民年金市町村事務処理基準において、国民年金関係書類受付処理簿を備えることが明記されている。

受付処理簿を作成していない市町村は、必ず作成すること。

協力・連携算定基礎表の作成のために、市町村窓口において資格取得届を受理した際に保険料の納付督促を行った件数を把握しておく必要がある。

### ② 市町村との協力・連携計画書及び算定基礎表の作成について

ア 「市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談」について  
当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談、被保険者名簿の交付の件数）を記入することになるが、件数の根拠となる資料の作成をお願いする（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることがある。）。

イ 「広報記事の広報誌への掲載」欄に計上する場合の、広報記事の按分方法について

計上する際の按分については、目視ではなく、掲載段数・掲載行数・面積比等により正確に按分すること。

また、広告収入を適切に控除すること。

## P 20 7. 四国厚生支局 年金管理課からのお願い（つづき）

### ③. 通知等について

厚生労働省年金局の通知等は、交付金に係る通知等を除き、調査・照会（一斉調査）システムへの掲載をもって発信することとされましたので、ご注意願います。

なお、交付金に係る通知等は引き続きご登録いただいているメールアドレスに送信しますので、担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて隨時お知らせください。

### ④. 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からいただいた各種報告については、例年、数値誤り等による差替えが非常に多くなっております。そのため、当支局へ報告する前には、報告内容の入念な確認をお願いします。

20

### ③ 通知等について

厚生労働省年金局の通知等は、交付金に係る通知等を除き、調査・照会（一斉調査）システムへの掲載をもって発信することとされたので、ご注意されたい。

なお、交付金に係る通知等は引き続きご登録いただいているメールアドレスに送信するので、担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて隨時提出されたい。

### ④ 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からの各種報告については、例年、数値誤り等による差替えが非常に多くなっている。

そのため、当支局へ報告する前には報告内容の入念な確認をお願いする。

また、報告期限についても、できるだけ作業期間を長く設定しているので、必ず期限までの提出をお願いする。

以上、国民年金事務費交付金等の概要説明とする。

実際に業務をする際に、不明なことが多くあるかと思われる。

決算事務については、具体的な記載方法等について、今後別途情報提供していくが、不明な点が生じた場合は遠慮なく相談されたい。